

昭和二十二年政令第二百六十八号（災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令）

**第一条** 災害被患者は支する租税の済免 徴收稅金等の予等に関する法律（昭和二十二年法律第百七十五号。以下「法」という。）第一條に規定する災害（以下「災害」という。）により自己（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十二条第一項に規定する政令で定める親族を含む。）

の所有に係る住宅又は家財につき生じた損害金額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下第十四条第二項の場合を除き、同じ。）がその住宅又は家財の価額の十分の五以上である者で、被害を受けた年分の法第二条に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が千万円以下であるものに対しては、同条の規定により、被害を受けた年分の所得税の額（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を除く。）を軽減し又は免除する。

**第二条** 法第二条の規定の適用を受けようとする者は、所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書、同項第三十九号に規定する修正申告書又は同項第四十号の二に規定する更正請求書（以下この条において「申告書等」という。）に、その旨、被害の状況及び損害金額を記載して、当該申告書等を納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**第三条** 法第三条第一項の規定による申請は、同項に規定する第一期の納期限前に災害があつた場合には所得税法百一十二条第一項の規定に準じ、当該納期限後に災害があつた場合には同条第二項の規定に準じ、それぞれするものとする。

**第三条の二** 法第三条第二項又は第三項に規定する者でこれららの規定に規定する災害によりその者（その者の所得税法第七十二条第一項に規定する政令で定める親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害に係る損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上であるもの（以下「被災給与所得者等」という。）が、当該災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が五百万円以下の者であるときは、法第三条第二項又は第三項の規定により、その者の申請によって、その者が当該災害のあつた日

以後支払を受けるべきその年分の所得税法第二十八条第一項に規定する給与等（以下「給与等」という。）又は同法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）につき同法第八十三条又は第二百三条の二の規定による徴収を猶予し、かつ、その年一月一日から当該災害のあつた日までの間に受けた給与等又は公的年金等につきこれらの規定により徴収された税額に相当する金額を還付する。

被災給与所得者等が、六月三十日以前の日に  
おいて災害を受け、当該災害のあつた日におい  
てその年分の合計所得金額の見積額を計算した  
場合において当該見積額が五百円を超えて七百  
五十万円以下の者であるときは、法第三条第二項  
又は第三項の規定により、その者の申請によ  
つて、その者が当該災害のあつた日から六月末を  
経過する日の前日までの間に支払を受けるべき  
給与等又は公的年金等につき所得税法第八十  
三条又は第二百三条の二の規定による徴収を猶  
予する。

被災給与所得者等が、七月一日以後の日にお  
いて災害を受け、当該災害のあつた日において  
その年分の合計所得金額の見積額を計算した場  
合において当該見積額が五百円を超えて七百五  
十万円以下の者であるときは、法第三条第二項  
又は第三項の規定により、その者の申請によつ  
て、その者が当該災害のあつた日以後支払を受  
けるべきその年分の給与等又は公的年金等につ  
き所得税法第八十三条又は第二百三条の二の  
規定による徴収を猶予し、かつ、その年七月一  
日以後当該災害のあつた日までの間に受けた給  
与等又は公的年金等につきこれららの規定により  
徴収された税額に相当する金額を還付する。

被災給与所得者等の災害のあつた日における  
その年分の合計所得金額の見積額が五百円を超  
え七百五十万円以下の場合において、その者が当  
該年のこの項の規定の適用を受ける旨の申請をした  
ときは、前二項の規定を適用せず、その者が当  
該災害のあつた日以後支払を受けるべきその年  
分の給与等又は公的年金等につき所得税法第八  
十三条又は第二百三条の二の規定により徴収  
すべき税額の二分の一に相当する金額の所得税  
のこれらの規定による徴収を猶予し、かつ、そ  
の年一月一日から当該災害のあつた日までの間  
に受けた給与等又は公的年金等につきこれら  
の規定により徴収された税額の二分の一に相当す  
る金額を還付する。

被災給与所得者等が、災害のあつた日においてその年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が七百五十万円を超える場合の属する年の十二月三十一日後であるときは、法第三条第二項又は第三項の規定により、その者の申請によつて、その者が当該災害のあつた日から三月を経過する日の前日（その日が当該災害のあつた日の属する年の十二月三十一日後であるときは、その年十二月三十一日）までの間に支払を受けるべき給与等又は公的年金等につき所得税法第二百八十三条又は第二百三十三条の二の規定による徵収を猶予する。

第五条 前条第一項から第三項まで又は第五項の規定により徵収の猶予を受けようとする者（所得税法第二百八十五条第一項第三号に掲げる給与等（以下「日雇給与」という。）を受ける者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その徵収の猶予を受けようとする所得税を徴収されべき給与等又は公的年金等のうち最初に支払を受けるものの支払を受ける日の前日までに、当該給与等の支払者は、当該公的年金等の支払者を経由して、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書を受理した当該給与等の支払者は又は当該公的年金等の支払者は、当該申請書に当該給与等の支払者は又は当該公的年金等の支払者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を付記するものとする。

一 申請者の氏名、住所（所得税法の施行地に住所を有しない者については、居所。第三項第一号において同じ。）及び個人番号

二 前条第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受けようとする旨

三 被害の状況及び損害金額

四 災害のあつた日において見積もつた同日の属する年分の合計所得金額の見積額

五 当該給与等の支払者は又は当該公的年金等の支払者の氏名又は名称及びその事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うものの所在地

前項の申請書の提出があつた場合においては、税務署長は、当該申請に基づき、被害の状況、損害金額その他の事項を調査し、前条第一項から第三項まで又は第五項の規定によりその支払を受ける給与等又は公的年金等につき、所得税法第八百八十三条又は第二百三条の二の規定による徴収を猶予すべき期間を当該給与等の支払者又は当該公的年金等の支払者に通知する。

日雇給与を受ける者は、前条第一項から第三項まで又は第五項の規定により徴収の猶予を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を、その徴収の猶予を受けようとする所得税を徴収せらるべき給与等のうち最初に支払を受ける給与等の支払を受ける時までに、納稅地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その者は、当該税務署長から徴収猶予をなすべき旨及びその期間を記載した証票を受け、給与等の支払を受けることにこれを給与等の支払者に提示するものとする。

一 申請者の氏名、住所及び個人番号

二 前条第一項から第三項まで又は第五項の規定の適用を受けようとする旨

三 災害の状況及び損害金額

四 災害のあつた日において見積もつた同日の属する年分の合計所得金額の見積額

被災給与所得者等に対して給与等又は公的年金等の支払をする者は、第二項の規定による通知を受けた場合又は前項の規定による証票の提示を受けた場合においては、当該通知に係る所得税法第八百八十三条の規定による徴収を猶予すべき期間若しくは当該証票に記載された同条の規定による徴収を猶予すべき期間又は当該通知に係る同法第二百三条の二の規定による徴収を猶予すべき期間内にその者に対して支払をする者は、その旨、被害の状況、損害金額及び税額を記載した申請書に、その還付を受けようとする税額がこれらの規定により徴収されうとする税額がこれらの規定により徴収された

**第六条** 前二条の規定は、第三条の二第四項の場合を証する書面を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

合について、これを準用する。この場合において、第四条第一項中「猶予すべき期間」とあるのは「猶予すべき税額及び期間」と、同条第三項後段中「及びその期間」とあるのは「並びにその税額及び期間」と、同条第四項中「これらによる徴収をしない」とあるのは「これらの規定により徴収すべき税額の二分の一に相当する金額の所得税のこれらによる徴収をしない」と読み替えるものとする。

**規定による還付金について**国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十八条第一項に規定する還付加算金(以下還付加算金という。)を計算する場合には、その計算の基礎となる同一項の期間は、第五条(前条において準用する場合を含む。)の申請書の提出があつた日の翌日から起算するものとする。

定する災害によりその者（その者の所得税法第七十二条第一項に規定する政令で定める親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害に係る損害金額がその住宅又は家財の価額の十分の五以上であるものについては、次の各号に定めるところにより、その者の申請によりて、当該各号に掲げる報酬又は料金につき所得税法第二百四十四条第一項の規定による徴収を猶予する。

一 その者が、当該災害のあつた日においてそ

の年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が五百万円以下の者であるときは、当該災害のあつた日以後その年中において支払を受けるべき所得税法第二百四条第一項第一号から第六号までに規定する報酬又は料金

の年分の合計所得金額の見積額を計算した場合において当該見積額が五百万元を超えて七百五十万元以下の者であるときは、当該災害のあつた日から六月を経過する日の前日（その日が当該災害のあつた日の属する年の十二月三十一日後であるときは、その年十二月三十一日）までの間に支払を受けるべき所得税法第二百四条第一項第一号から第六号までに規定する報酬又は料金

等、公的年金等又は報酬等とする。ただし、その者が四以上上の支払者から給与等、公的年金等又は報酬等の支払を受けるときは、その者の選択する三以下の支払者（その者が給与等の支払を受ける者であるときは、所得税法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書の提出の際に経由すべき給与等の支払者（当該支払者のない日雇給与の支払者）及び二以下の他の給与等、公的年金等又は報酬等の支払者）から支払を受ける給与等、公的年金等又は報酬等とする。

法第三条第五項の規定による徴収の猶予は、災害により被害を受けた者のその年における同項に規定する雑損失の金額の見積額（以下「雑損失の金額の見積額」という。）又は当該雑損失の金額でその年の翌年以後三年以内（所得税法第七十二条の二第一項の規定の適用がある場合には、五年以内）の各年において所得税法第七十一条第一項の規定による控除を受けることができる金額（以下「繰越雑損失の金額」という。）を基として、次に定めるところにより行うものとする。

一 紿与等（日雇給与を除く。以下この号において同じ。）公的年金等及び報酬等については、次条第二項の規定による承認に係る徴収猶予の開始の日から当該承認を受けた年の十二月三十一日までの間に支払を受けるべき給与等、公的年金等又は報酬等の収入金額のうち、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額（その年において既にこの号の規定による徴収の猶予を受けている場合には、その猶予に係る金額を控除した金額）に達するまでの金額（以下「徴収猶予限度額」という。）につき、所得税法第八百八十三条、第二百三条の二又は第二百四十二条第一項の規定により徴収される所得税の徴収を猶予する。

イ 紿与等については、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、法第三条第五項の規定の適用を受ける給与等の収入金額の見積額に応ずる給与所得控除額（所得税法第二十八条第三項に規定する金額をいう。以下同じ。）並びに所得税法第七十九条第四項に規定する障害者控除の額、同法第八十条第二項に規定する寡婦控除の額、同法第八十一条第二項に規定するひとり親控除の額、同法第八十二条第二項に規定する勤

劣学生控除の額、同法第八十三条第二項に規定する配偶者控除の額、同法第八十三条の二第三項に規定する配偶者特別控除の額、同法第八十四条第二項に規定する扶養控除の額及び同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額の見積額（以下「配偶者控除額等の見積額」という。）の合計額口公的年金等については、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額、法第三条第五項の規定の適用を受ける公的年金等の収入金額の見積額に応ずる公的年金等控除額（所得税法第三十五条第四項に規定する公的年金等控除額をいう。以下同じ。）及び配偶者控除額等の見積額の合計額ハ報酬等については、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額及び配偶者控除額等の見積額の合計額の百分の百五十（所得税法第二百四条第一項第三号に規定する診療報酬については、百分の三百五十）に相当する金額二日雇給与については、次条第二項の規定による承認に係る徴収猶予の開始の日から当該承認を受けた年の十二月三十一日までの間に支払を受けるべき給与等のうち、その年中の日雇給与の収入金額の見積額からこれに応ずる給与所得控除額を控除した金額を十二で除して計算した金額をもつて、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額及び配偶者控除額等の見積額の合計額（その年において既にこの号の規定による徴収の猶予を受けている場合には、その猶予に係る金額を控除した金額）を除して計算した数の月数に相当する期間（以下「徴収猶予期間」という。）内に支払を受けるべき金額につき、所得税法第八十三条の規定により徴収される所得税の徴収を猶予する。

前二項の規定を適用する場合においては、次の各号の定めるところによる。

一二以上の給与等の支払者から日雇給与の支払を受ける者は、この条の規定の適用については、一の給与等の支払者から日雇給与の支払を受けるものとみなす。

一前項各号に規定する雑損失の金額の見積額又は収入金額の見積額若しくは配偶者控除額等の見積額は、それぞれ災害のあつた日又は次条第一項の規定による申請書を提出する日の現況における見積額による。

三 前項各号に規定する雑損失の金額の見積額又は其該種損失の金額、合計等額を各項、

的年金等控除額及び配偶者控除額等の見積額の合計額は、二以上の支払者から支払を受ける給与等、公的年金等又は報酬等に係る所得税について法第三条第五項の規定により徴収の猶予を受ける者については、当該給与等、公的年金等又は報酬等の金額の範囲内でその者が配分した金額を限度とする。

四 前項第二号の規定を適用する場合において、同号に規定する除して計算した金額に一

六  
二以上の支払者から支払を受ける給与等、  
公的年金等又は報酬等に対する所得税について  
徴収の猶予を受けようとする場合において  
は、雑損失の金額の見積額又は繰越雑損失の  
金額、給与所得控除額、公的年金等控除額及  
び配偶者控除額等の見積額を当該各給与等、  
公的年金等又は報酬等に配分して計算した当  
該各給与等、公的年金等又は報酬等に係る前  
号に規定する事項

除き、当該申請者の申出により、申請書の提出があつた旨を記載した当該申請書の写しを当該申請者に交付することができる。この場合において、当該調査の結果、申請を却下したときは、その旨を当該給与等、公的年金等又は報酬等の支払者に通知しなければならない。  
給与等（日雇給与を除く。以下この項において同じ。）、公的年金等又は報酬等の支払者に対して前項に規定する申請書の写しの提出があつた場合には、その提出があつた日の翌日から第二頁の規定による承認の通知又は前頁の

（延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税、算税及び重加算税を除く。）のうち、その税額にその課税価格の計算の基礎となつた財産の価額（相続税法第十三条の規定による債務控除をする場合においては、当該債務控除後の価額。第一号において同じ。）のうちに被害を受けた部分の価額（保険金、損害賠償金等により補てんされた金額を除く。以下この条及び次条において同じ。）の占める割合を乗じて計算した金額に相当する税額を免除する。

円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算した金額をその金額とし、同号に規定

する除して計算した数の月数が一月に満たないときは、これを一月とし、その月数に一月未満の端数があるときは、これを切り上げて計算した月数をその月数とし、その月数が次条第二項の規定による承認の通知をする日翌日を含む月からその年十二月までの月数を超えるときは、当該月数に相当する月数をその月数とする。

所得税法第七十一条の二第一項の規定の適用がある場合における法第三条の規定の適用については、同条第五項中「三年以内の各年において」とあるのは「三年以内（所得税法第七十七条の二第二項の規定の適用がある場合には、五年以内。以下この項において同じ。）」の各年において」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

**第十一条** 法第三条第五項の規定により徴収の猶予を受けようとする者は、その年において受けようとする徴収の猶予について、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の氏名及び住所（所得税法の施行地に住所を有しない者にあっては、居所）

二 法第三条第五項の規定の適用を受けようとする旨

徴収猶予限度額（日雇給与については、徴収猶予期間）及び徴収猶予開始の日を定めてその申請を承認し、又はその申請を却下し、これを当該申請者に通知する。この場合において、申請を承認したときは、当該給与等（日雇給与を除く）、公的年金等又は報酬等の支払者に併せてこれを通知し、また、当該承認が日雇給与に係るときは、当該申請者に徴収を猶予すべき旨並びに徴収猶予期間及び当該期間の開始の日を記載した証票を交付するものとする。

前項の規定による承認の通知を受けた場合は、同項の規定により交付された証票の提示を受けた場合には、当該承認に係る徴収猶予の開始の日からその年十二月三十一日までの間に支払うべき給与等、公的年金等若しくは報酬等のうち当該承認に係る徴収猶予限度額に達するまでの金額に相当する給与等（日雇給与を除く。）、公的年金等若しくは報酬等又は当該証票に記載された徴収猶予期間内に支払うべき日雇給与につき所得税法第八百八十三条、第二百三条の二又は第二百四条第一項の規定により徴収すべき所得税の徴収をしないものとする。この場合において、一時に支払う給与等、公的年金等

は、その提出を第一項の規定による承認の通知と当該申請書の写しに記載された徴収猶予限度額を同項の規定により税務署長が定めて承認した徴収猶予限度額と、当該申請書の写しの提出があつた日の翌日を徴収猶予の開始の日とみなして、第三項の規定を適用する。

**第十条の二** 法第三条第六項の規定により所得税法第二百二十七条第一項から第三項までの規定による申告書を提出すべき者が当該申告書に係る所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けたことにより、法第三条第七項において準用する所得税法第二百五十九条第一項若しくは第二百六十条第一項又は東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第二百一十七号）第二十三条第一項若しくは第三項の規定により還付される金額がある場合における所得税法第二十条第一項第四号及び第二項並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第十七条第一項第三号及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「更正若しくは決定」を」とあるのは、「更正若しくは決定」とす

二 相続税又は贈与税の課税価格の計算の基礎となつた動産（金銭及び有価証券を除く。）不動産（土地及び土地の上に存する権利を除く。）及び立木（以下この条及び次条において「動産等」という。）の価額のうちに当該動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が十分の一以上であること。

法第四条の規定の適用を受けようとする者は、その旨、被害の状況及び被害を受けた部分の価額を記載した申請書を、災害のやんだ日から二月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

**第十二条** 相続税の納稅義務者で、相続又は遺贈により取得した財産について相続税法第二十七条又は第二十九条の規定による申告書の提出期限前に災害により被害を受けた場合において次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものの納付すべき相続税については、これらの事由により取得した財産の価額は、法第六条第一項の規定により、被害を受けた部分の価額を控除して、これを計算する。

一 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき財産の価額（相続税法第十三条の規定による

三 雜損失の金額の見積額又は繰越雑損失の金額及びこれらの金額の計算の基礎  
四 その徴収の猶予を受けようとする所得税を徴収されるべき給与等（日雇給与を除く。）  
公的年金等又は報酬等の支払者の氏名又は名称及びその事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うものの所  
在地

税務署長は、第一項の申請書の提出があつた場合において、第二項の規定による調査に日時を要し、速やかに同項の規定による処分をすることができないときは、日雇給与に係るもの

**第十一條** 相続税又は贈与税の納稅義務者で、相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。次条第一項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次条第二項において同じ。）により取得した財産について相続税法第二十七条から第二十九条までの規定による申告書の提出期限後に災害により被害を受けた場合において次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものに對しては、法第四条の規定により、被害のあつ

債務控除をすべき金額がある場合においては、当該債務控除後の価額)のうちに被害を受けた部分の価額の占める割合が十分の一以上であること。

二 相続税の課税価格の計算の基礎となるべき動産等の価額のうちに当該動産等について被害を受けた部分の価額の占める割合が十分の一以上であること。

前項の規定は、贈与税の納税義務者で、贈与により取得した財産について相続税法第二十八



輸輪監理部長若しくは運輸支局長又は道路運送車両法第五章の二の規定により設立された軽自動車検査協会（第十五条の六第三項において「協会」という。）に返納したことについての証明書の交付をこれらの者から受けていること。

三 車両番号の指定（法第九条第二項第三号に規定する車両番号の指定をいう。以下同じ。）を受けた自動車 当該車両番号の指定を受けた際に交付を受けた届出済証（以下「軽自動車届出済証」という。）を地方運輸局長又はその権限の委任を受けた運輸監理部長若しくは運輸支局長に返納したことについての証明書の交付をこれらの人から受けていること。

第十五条の四 法第九条第一項の規定により、被災自動車（同項に規定する被災自動車をいう。以下同じ。）について、当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付された自動車重量税の額に相当する金額の還付を受けようとする当該被災自動車に係る被災税の納稅義務者（第十五条の六第一項において「被災自動車の納稅義務者」という。）は、災害のやんだ日から四月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、次条第一項に規定する被災自動車確認書及び第十五条の六第一項に規定する自動車重量税納付税額證明書を添付して、これを自動車重量税の納稅地（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第六条第二項に規定する自動車重量税の納稅地をいう。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号 又は法人番号（個人番号及び法人番号を有しない者）あつては、住所及び氏名又は名称

二 還付を受けようとする自動車重量税の額に相当する金額

三 当該被災自動車に係る自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

四 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日（自動車重量税法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）

五 その他参考となるべき事項

前項の場合において、被災自動車が前条第三号に掲げる自動車であるときは、同号に規定する証明書を併せ添付しなければならない。

第十五条の五 被災自動車が災害による被害を受けた場所の所在地の所轄税務署長（以下「被災

地所轄税務署長」という。)は、当該被災自動車を保管していた自動車の販売業者又は自動車特定整備事業者(法第九条第二項第一号に規定する自動車特定整備事業者をいう。)の申請により、当該申請者が自動車の使用者のために自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた目的で当該被災自動車を保管していた間に、当該被災自動車が灾害による被害を受けたことにより当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後走行の用に供されることなく使用の廃止がされた事実の確認をした場合は、当該確認をしたことの証する書類(以下「被災自動車確認書」という。)を交付するものとする。

前項の規定により被災自動車確認書の交付を受けようとする者は、災害のやんだ日から一月以内に、被災自動車ごとに次に掲げる事項を記載した申請書を被災地所轄税務署長に提出しなければならない。

一 申請者の住所、氏名又は名称及び個人番号(又は法人番号)

二 当該被災自動車の使用者の住所及び氏名又は名称

三 当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号

四 当該被災自動車の保管を開始した日及びその目的

五 当該被災自動車が災害による被害を受けた日及びその場所並びに当該被害の状況

六 当該被災自動車の使用の廃止がされた日(当該被災自動車が第十五条の三第一号に掲げる自動車である場合にあつては同号の抹消登録を受けた日とし、同条第二号に掲げる自動車である場合にあつては同号の自動車検査証を返納した日とし、同条第三号に掲げる自動車である場合にあつては同号の軽自動車届出済証を返納した日とする。)

七 当該被災自動車が自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた後使用の廃止がされるまでの間に走行の用に供されることがなかつた旨

八 その他参考となるべき事項

前項の申請書を提出する場合には、その提出の際に、当該被災自動車につき第十五条の三各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に規定する証明書を被災地所轄税務署長に提示しなければならない。

**第十五条の六** 国土交通大臣等（自動車重量税法第十条に規定する国土交通大臣等をいう。次項において同じ。）は、被災自動車の納税義務者の申請により、当該申請者が当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける際に納付した当該被災自動車に係る自動車重量税の額についての確認をした場合には、当該確認をしたことを証する書類（同項において「自動車重量税納付税額証明書」という。）を交付するものとする。

前項の規定により自動車重量税納付税額証明書の交付を受けようとする者は、被災地所轄税務署長が前条第一項に規定する確認をした日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に被災自動車確認書の写しを添付して、これを当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定に係る国土交通大臣等に提出しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名又は名称  
二 当該被災自動車につき納付した自動車重量税の額  
三 当該被災自動車の自動車登録番号又は車両番号及び車台番号  
四 当該被災自動車の自動車重量税法第七条第一項の区分及び当該被災自動車が次に掲げる自動車である場合には、それぞれ次に定める事項  
イ 自動車重量税法第七条第二項第一号に規定する乗用自動車 車両重量  
ロ イに掲げる自動車以外の自動車（自動車重量税法第二条第二項に規定する小型自動車（二輪の小型自動車に限る。）及び自動車を除く。）車両総重量  
五 当該被災自動車に係る自動車重量税を納付した日（自動車重量税法第十条の三第一項の規定により納付の委託をした場合にあつては、その納付の委託をした日）  
六 当該自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受けた日  
七 当該自動車検査証又は軽自動車届出済証を返納した日その他参考となるべき事項  
八 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定の事務をつかさどる官公署又は協会は、前項に規定する書類を、その受理した日から五年間保存しなければならない。

第一項に規定する法律（法を除く。）に基づく還付金に付すべき還付加算金の計算の例によることとする。ただし、当該被災酒類等が保税地域から引き取られたものである場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限の翌日から起算するものとする。

一 第十三条第一項の規定の適用を受ける場合 同項の納付すべき酒税等に係る物品について、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条に規定する輸入の許可があつた日。ただし、同項の納付すべき酒税等が特例納税申告書（酒税法第三十条の三第一項の規定による申告（同条第三項の場合に限る）、たゞ二税法第十八条第一項の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、揮発油税法第十一一条第一項の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）、石油ガス税法第十七条第一項の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）又は石油石炭税法第十五条第二項の規定による申告（同条第三項の場合に限る。）に係る申告書をいう。）に係る酒税等であるとき、又は石油石炭税法第十五条第二項の規定による申告書に係る石油石炭税であるときは、当該申告書の提出期限

二 第十三条第三項の規定の適用を受ける場合 同項に規定する申請書の提出があつた日被災酒類等が揮発油である場合における第十三条から第十五条まで及び前項の規定の適用については、揮発油税及び地方揮発油税を一の税目とみなし、これらの税の税額の合算額を酒税等の税額とみなすものとする。

法第九条第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項の期間は、第十五条の四第一項の申請書の提出があつた日の翌日から起算するものとする。

第十七条 税務署長は、第三条の二若しくは第八条又は第十二条の規定により徴収の猶予又は免除に関する処分をしたときは、これを納稅義務者（第三条の二の場合（日雇給与に係る場合を除く。）においては、給与等、公的年金等又は報酬等の支払者を経由して納稅義務者）に通知する。



規定する報酬等（以下「報酬等」という。）に係る所得税法第二百四条第一項第一号から第六号までの規定による徴収（既に旧令第八条第一項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

昭和四十九年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者が次の各号に掲げる者に該当するときは、その者の申請により、当該各号に掲げる給付等又は報酬等に係る所得税法第二百八十三条又は第二百四条第一項第一号から第六号までの規定による徴収を猶予する。

(施行期日) 第一条 この政令は、公布の日から施行する。  
附 則 (昭和五三年四月一八日政令第一  
三二号) (施行期日) 抄  
第一条 この政令は、法の施行の日（昭和五十三年四月十八日）から施行する。  
附 則 (昭和五六年三月三一日政令第七  
二号) 抄  
(施行期日)  
第一条 この政令は、昭和五十六年四月一日から施行する。  
(災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等  
施行する。)

に  
関  
する  
法  
律  
の  
施  
行  
に  
關  
す  
る  
政  
令  
の  
一部  
改  
正  
に  
伴  
う  
経  
過  
措  
置

附則（昭和五八年三月三一日政令第五号）抄  
この政令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附則（昭和五九年三月三一日政令第五八号）

**第二条** (経過措置の原則)  
この附則に別段の定めがあるものを除  
き、本文三文のと書ききこすに付う且記う成る。

き 改正後の災害被害者に対する租税の済免  
徴収猶予に関する政令の施行に反する政令  
（以下「新令」という。）第三条の一及び第八条  
の規定は、この政令の施行（以下「施行」  
と規定する）の見合は、この政令の施行

の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新令第一条に規定する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者について適用し、施行日前の災害により被害を受けた者については、なお従前の例による。

(旅行日前に災害により被害を受けた結果所得者等に係る還付及び徴収猶予の特例)

（昭和五二年四月一日政令第六四  
抄則附号）

までの間に災害により被害を受け、かつ、改正前の災害被災者に対する租税の减免、徵収猶予

等に関する法律の施行に関する政令（以下「旧令」という。）第三条の二第二項又は第四項の規定の適用を受けている同条第一項に規定する被災給与所得者（以下「被災給与所得者」という。）については、その者の申請により、施行日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新令第三条の二第一項に規定する給与等（以下「給与等」という。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条の規定による徴収（既に旧令第三条の二第二項又は第四項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予し、かつ、同年一月一日から施行日の前日までの間に支払を受けた給与等に係る同法第一百八十三条の規定により徴収された税額（既に旧令第三条の二第四項の規定により還付された税額を除く。）に相当する金額を還付する。

2 昭和五十九年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第三条の二第五項の規定の適用を受けている被災給与所得者については、その者の申請により、その者が当該災害のあつた日から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等に係る所得税法第一百八十三条の規定による徴収（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

3 昭和五十九年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項第二号の規定の適用を受けている同項に規定する者については、その者の申請により、施行日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新令第八条第三項に規定する報酬等（以下「報酬等」という。）に係る所得税法第二百四条第一項第一号から第六号までの規定による徴収（既に旧令第八条第一項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

4 昭和五十九年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項第三号の規定の適用を受けている同項に規定する者については、その者の申請により、その者が当該災害のあつた日から六月を経過する日の前日までに支払を受けるべき報酬に係る所得税法第二百四条第一項第一号から第六号までの規定による徴収（既に旧令第八条第一項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

掲げる者に該当するときは、その者の申請により、当該各号に掲げる給与等又は報酬等に係る所得税法第八百八十三条又は第二百四十四条第一項第一号から第六号までの規定による徴収を猶予する。

一 当該災害のあつた日において計算した昭和五十九年分の旧令第一条に規定する合計所得金額の見積額（以下「災害時の合計所得金額の見積額」という。）が四百万円を超える四十万円以下である被災給与所得者から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等

二 災害時の合計所得金額の見積額が四百五十万円を超えて六百万円以下である被災給与所得者から施行日から三月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき給与等

三 災害時の合計所得金額の見積額が四百万円を超えて四百五十万円以下である報酬等の支払を受けける者から六月を経過する日の前日までの間に支払を受けるべき報酬等

四 災害時の合計所得金額の見積額が四百五十万円を超えて六百万円以下である報酬等の支払前日までの間に支払を受けるべき報酬等

6  
7  
新令第四条の規定は第一項若しくは第二項又は前項第一号若しくは第二号の規定による徴収等の猶予について、新令第五条及び第七条第一項の規定は第一項の規定による還付について、新令第三条の二第七項において準用する新令第一条第二項第二号及び第三条第二項第一号並びに新令第七条第二項において準用する新令第三条第二項第二号の規定はこれらの徴収の猶予又は還付について、それぞれ準用する。  
新令第八条第三項並びに同条第四項において準用する新令第四条第二項及び第四項並びに新令第八条第五項において準用する新令第一条第三项第二項第二号及び第三条第二項の規定は、第三項若しくは第四項又は第五項第三号若しくは第四号の規定による徴収の猶予について準用する。

附 則（昭和五九年四月一三日政令第一〇三号）抄  
(施行期日)  
**第一条** この政令は、公布の日から施行する。た

附 則（昭和五九年六月六日政令第一七

附 則（昭和六二年一〇月二七日政令第三五八号）抄

第一条 この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

第二条 この政令の施行前に次の表の上欄に掲げたる行政令が法律若しくはこれに基づく命令の規定によりした許可、認可その他の処分又は契約の行為（以下「処分等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政令がした処分等とみなし、この政令の施行前に同表の上欄に掲げる行政令に対してもした申請の行為（以下「申請等」という。）は、同表の下欄に掲げるそれぞれの行政令に対してもした申請等とみなす。

北海海運局長	東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。）	新潟海運監理部	新潟海運局長
東北海運局長	東北運輸局長	新潟運輸局長	新潟運輸局長
東北運輸局長	関東運輸局長	中部運輸局長	近畿運輸局長
関東運輸局長	関東運輸局長	中部運輸局長	近畿運輸局長
東海運輸局長	東海運輸局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長	九州運輸局長	九州運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長
四国海運局長	四国海運局長	九州運輸局長	九州運輸局長
九州海運局長	九州海運局長	神戸海運監理部	神戸海運監理部
神戸海運局長	神戸海運監理部	新潟運輸局長	新潟運輸局長
札幌陸運局長	札幌陸運局長	北海道運輸局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	仙台陸運局長	東北運輸局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟陸運局長	関東運輸局長	関東運輸局長
東京陸運局長	東京陸運局長	中部運輸局長	中部運輸局長
名古屋陸運局長	名古屋陸運局長	大阪陸運局長	大阪陸運局長
大阪陸運局長	大阪陸運局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長	中国運輸局長	中国運輸局長
中国運輸局長	中国運輸局長	四国運輸局長	四国運輸局長
四国運輸局長	四国運輸局長	九州運輸局長	九州運輸局長
九州運輸局長	九州運輸局長	福岡陸運局長	福岡陸運局長
福岡陸運局長	福岡陸運局長	高松陸運局長	高松陸運局長
高松陸運局長	高松陸運局長	広島陸運局長	広島陸運局長
広島陸運局長	広島陸運局長	第一号抄	第一号抄
第一号抄	第一号抄	（施行期日）抄	（施行期日）抄
（施行期日）抄	（施行期日）抄	（昭和六〇年一月二十五日政令第五五）	（昭和六〇年一月二十五日政令第五五）

第一条 この政令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則（昭和六三年一一月三〇日政令第三六一號）抄

第一条 この政令は、昭和六十三年一月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「新令」という。）第三条の二及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新令第一条に規定する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者等に係る徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「旧令」という。）第三条の二及び第八条の規定は、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の新令第一条に規定する災害（以下「災害」という。）により被害を受けた者等に係る徴收猶予等に関する法律の特例（以下「新令第一条に規定する災害等に係る徴收猶予及び還付の特例」という。）により被害を受けた者等について適用し、施行日前の災害により被害を受けた者については、なお従前の例による。

（施行日前に災害により被害を受けた給与所得者等に係る徴收猶予及び還付の特例）

第三条 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、改正前の災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「旧令」という。）第三条の二第二項、第四項又は第五項の規定の適用を受けている同条第一項に規定する災害被災者等（以下「被災給与所得者等」という。）のうち当該災害のあった日において計算した平成七年分の旧令第一条に規定する合計所得金額の見積額（以下「災害時の合計所得金額の見積額」という。）が五百万円以下である者については、その者の申請により、施行日から同年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新令第三条の二第一項に規定する給与等（以下「給与等」という。）又は同項に規定する公的年金等（以下「公的年金等」という。）に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徵收された税額（既に旧令第三条の二第四項の規定により猶予されたもの）を猶予する。

第一条 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除く。

第三条 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第一号を除く。）に係る所得税法第二百四条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されるべき新令第八条第三項に規定する報酬等（以下「報酬等」という。）に係る所得税法第二百四条第一項の規定による徴収（既に旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

第四条 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第一号を除く。）に係る所得税法第二百四条第一項の規定による徴収（既に旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

第五条 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受け、かつ、旧令第八条第一項（第一号を除く。）に係る所得税法第二百四条第一項の規定による徴収（既に旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

第六条 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者等に係る徴收猶予等に関する法律の施行に関する政令（以下「新令」という。）第三条の二及び第八条の規定は、この政令の施行後も、なおその効力を有するものとされる法律附則第二十条の規定による廃止前の砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）、物品税法（昭和三十七年法律第四十五回）及びトランプ類税法（昭和三十二年法律第七百七十三号）の規定の適用については、第一条の規定による廃止前の砂糖消費税法施行令、物品税法施行令及びトランプ類税法施行令の規定は、同条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

二 第五項の規定の適用を受けている被災給与所得者等のうち災害時の合計所得金額の見積額が五百円を超える者についての所徴税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徴收された税額（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

三 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者が次の各号に掲げる者等に係る部分に限る。の規定により猶予されたものを除く。

四 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条に係る所得金額の見積額が五百円を超える者についての所徴税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徴収（既に旧令第八条第一項（第一号を除く。）の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

五 平成七年一月一日から施行日の前日までの間に災害により被害を受けた者等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徴収（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。

一 災害時の合計所得金額の見積額が六百万円を超える七百五十万円以下の被災給与所得者等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徴収（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）に相当する金額を還付する。

二 灾害時の合計所得金額の見積額が七百五十万円を超える千円以下の被災給与所得者等に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第一百八十三条又は第二百三十二条の二の規定により徴収（既に旧令第三条の二第五項の規定により猶予されたものを除く。）を猶予する。



**附 則**（平成二十九年三月三一日政令第一  
一二号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 目次の改正規定、第一条の改正規定、第五条第六号の改正規定（同号ハに係る部分を除く）、第十一条の改正規定及び本則一章を加える改正規定並びに附則第三条から第十五条までの規定 平成三十年四月一日

**附 則**（平成三十一年三月三一日政令第一  
三二号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第一条中所得税法施行令の目次の改正規定（第二百二十一条）を「第二百二十条の二」に改める部分に限る。）、同令第一条第二項の改正規定、同令第十一条第二項及び第十二条の二第二項の改正規定、同令第一百六十七号の改正規定、同令第一百六十七号の四第二号の改正規定、同令第一百六十七号の五の改正規定、同令第二百五条第一項の改正規定、同令第二編第三章中第二百二十一条の前に一条を加える改正規定、同令第二百五十八条の二（見出しを含む。）の改正規定並びに附則第三条、第九条、第十三条、第十八条、第十九条、第二十八条及び第二十九条の規定 令和二年一月一日

**附 則**（令和三年三月三一日政令第一  
一二号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和四年一月一日から施行する。

**附 則**（令和四年三月三一日政令第一  
四号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ 略

ロ 第二条中灾害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第一項ただし書の改正規定

この政令は、道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

**附 則**（令和二年一月三一日政令第一  
二号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部改正に伴う経過措置）

**第十五条** 第二条の規定による改正後の災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第二項の規定は、施行日以後に生ずる災害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律第一条に規定する災害により被害を受ける場合について適用し、施行日前に生じた当該災害により被害を受けた場合については、なお従前の例による。

**附 則**（令和三年三月三一日政令第一  
一二号）

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和四年一月一日から施行する。

**附 則**（令和四年三月三一日政令第一  
九号）抄

（施行期日）

**第一条** この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ 略

ロ 第二条中灾害被害者に対する租税の减免、徵收猶予等に関する法律の施行に関する政令第九条第一項ただし書の改正規定

この政令は、令和五年四月一日から施行する。